

# 山形県立鶴岡工業高等学校 部活動 活動方針

## 1 鶴岡工業高校部活動活動基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目的に、心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
  - ①運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
  - ②文化部においては、生徒が芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を図り、生涯にわたって学ぶ。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

## 2 部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
  - 平 日：1日以上
  - 週休日：1日以上
- (2) 活動時間
  - 平 日：2時間程度
  - 週休日等：3時間程度
  - ※生徒の自主的な活動についてはこの範囲ではない。
- (3) 長期休暇、長期休業中の休養日
  - ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画に示す。
- (4) 強化指定部
  - 休養日について、週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。
  - 活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。
- (5) 特別強化期間
  - 目標とする大会やコンクール、コンテスト発表会等の前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。
  - 活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。
- (6) その他
  - 定期試験開始の7日前から当該定期試験が終了するまでの間は、原則として部活動を行うことができない。但し、特別な事由がある場合は、部顧問が校長（教務部経由）に所定の様式で申請し許可を受ける。

### 3 大会参加、県外遠征等について

- (1) 大会参加、遠征、合宿等については、保護者からの承諾を得る。
- (2) 県外遠征で宿泊を伴う場合は、『県外に宿泊を要する体育・スポーツ活動の届出』を事前に教頭に提出する。
- (3) 自家用車等で生徒を同乗引率する場合は、『自家用車等引率届出書』を事前に教頭に提出する。
- (4) 各種大会・遠征で、レンタカー使用で生徒を引率する場合は、『貸渡契約書』の写しを添付すること。

### 4 年間計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、年度初めに年間の活動計画を作成して教頭に提出する。
- (2) 部活動顧問は、各学期末に活動実績を教頭に提出する。

### 5 強化指定部

- (1) 強化指定部については、部活動運営委員会で協議し、校長が指定する。
- (2) 強化指定部の指定は次の基準による。
  - ① 前年の主要県大会において、ベスト4以上の実績を残した部とする。
  - ② 高体連・競技団体等（全国・県・地区）より強化指定を受けている部。
  - ③ 学校の特色を活かすために、強化指定の必要がある部

### 6 その他

- (1) 「学校の方針」「年間活動計画」はホームページ等により公表する。
- (2) 部活動運営委員会については、教頭を委員長とする。  
事務局は、生徒部活動担当とする。
- (3) 部費等の取扱については、各部で専用の通帳で管理すること。  
また、年度末に決算報告書を作成し、事務部長に提出する。
- (4) ものづくり研究クラブの活動については、部活動に準ずる。

※上記以外の事項については、（山形県教育委員会／学校の設置者）の方針に則って実施する。

上記方針は令和4年4月1日より実施する。